

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年11月15日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 16時09分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 野村 浩子	委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹背 将行	
庶務課担当課長 喜多 智英	
教育政策室担当課長 豎月 基	
庶務課課長補佐 田中 誠志	指導課職員 宮嶋 恵太
地域教育推進課担当課長 箱島 弘一	庶務課課長補佐 伊藤 卓巳
地域教育推進課担当課長 大原 幸浩	庶務課職員 和地 祥太
地域教育推進課職員 波多野 智央	情報・視聴覚センター室長 栃木 達也
学校教育部担当部長 星野 泰夫	職員部担当部長 佐藤 茂樹
指導課担当課長 吉村 尚記	教職員人事課担当課長 小林 格
指導課指導主事 森嶋 毅	教職員人事課課長補佐 永井 洋子
指導課長 古俣 和明	教職員人事課職員 萩尾 真之介
指導課係長 新津 尚之	庶務課係長 桑原 佑輔
書記 長谷川 俊太	
平田 陽介	

【署名人】

委員 芳川 玲子	委員 岩切 貴乃
----------	----------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時45分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

9月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 6からNo. 7及び議案第43号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、報告事項No. 8及び議案第42号は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑

な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 6からNo. 7及び議案第43号につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と岩切委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 叙位・叙勲について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹鷲庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 叙位・叙勲について」、御報告をさせていただきます。

「01_【報告事項No. 1】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

令和4年4月から令和4年9月までの間に、受章が確定された方々でございます。

春の叙勲を受けられた方が2名、死亡叙位を受けられた方が1名、死亡叙位・叙勲を受けられた方が2名、高齢者叙勲を受けられた方が12名となっております。

それぞれ受章をされた方々の氏名等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

いずれの先生方も、長年にわたり教育の発展に力を尽くされ、その教育功勞に対しまして、今回、叙位・叙勲を受けられたものでございます。

報告事項No. 1につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 令和4年第4回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和4年第4回市議会定例会について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

続きまして、「報告事項No. 2 令和4年第4回市議会定例会について」、御報告させていただきます。

「02_【報告事項No. 2】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「令和4年第4回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和4年9月2日から10月14日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会事務局から提案した議案といたしましては、11ページを御覧いただきまして、議案第121号「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、11ページから13ページにかけて、議案第122号から議案第128号の各施設の条例の一部を改正する条例の制定について、の8議案。

また、教育委員会に係る議案といたしましては、15ページを御覧いただきまして、議案第137号「令和4年度川崎市一般会計補正予算」、17ページを御覧いただきまして、議案第145号「令和3年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について」、22ページを御覧いただきまして、議案第164号「川崎市教育委員会委員の任命について」の3議案でございます。9月6日及び10月14日の本会議において採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も原案のとおり可決、認定及び同意されたものでございます。

続きまして、23ページを御覧ください。

「令和4年第4回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質問は、9月13日・14日の2日間で行われまして、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしております。自民党からの質問といたしましては、「入札制度について」、「都市農業振興施策について」、「市立学校における国旗の半旗掲揚について」、などがございました。

36ページまで、それぞれ共産党、公明党、みらいの順で各会派の質問を掲載しておりますの

で、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、37ページを御覧ください。

「令和4年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会文教分科会 発言要旨」についてでございます。

決算審査特別委員会文教分科会は9月28日に行われまして、9名の委員から22項目の質問がございました。

主な質問といたしましては、「義務教育施設整備費について」、「教職員人事費について」、「教職員の働き方・仕事の進め方改革推進事業について」、などがございました。

38ページまで、各委員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、39ページを御覧ください。

「令和4年第4回市議会定例会 決算審査特別委員会総括質疑発言者及び発言要旨」についてでございます。決算審査特別委員会総括質疑は、10月6日に行われまして、教育委員会事務局に対して、「教職員の働き方・仕事の進め方改革について」、「図書館費について」などの質問がございました。

41ページまで、各会派及び無所属各委員の質問要旨を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和4年第4回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの御説明から、本件は令和4年第4回市議会定例会で、教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長お願いいたします。

【鷹嘴庶務課長】

続きまして、「報告事項No. 3 市議会請願・陳情審査状況について」、御報告をさせていただきます。「03__【報告事項No. 3】」のファイルをお開きいただきまして、2ページを御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

本日は、前回御報告をいたしました、令和4年8月2日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会に付託及び審査されました請願・陳情につきまして、御報告を申し上げます。

4ページを御覧ください。

初めに、ページの中段、陳情第123号の「川崎市電・トロリーバスを復元保存・活用に関する陳情」でございますが、本件につきましては、陳情者が内容について再考したいという理由から、9月2日に取下げ書が提出され、10月7日に承認されたことにより取下げとなりました。

なお、6ページから10ページに当該陳情書を掲載しておりますので、後程、御覧いただければと存じます。

続きまして、4ページの下段、陳情第131号「市民館・図書館の管理・運営の考え方に関する陳情」及び陳情第132号「市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）」における図書館への指定管理者制度導入についての陳情」でございます。本2件の陳情につきましては、8月26日の文教委員会で、併せて審査が行われました。

審査の結果でございますが、委員から、「本件はいずれも行政側の丁寧な説明を求めるもので、その含意は当然のものであり、いまだ足りないという声には真摯に向き合い、市民の皆様の疑念を払拭すべく努力は今後とも惜しんではならないが、説明が丁寧か否かという段階を一つ上げて、具体的な議論を行っていくことが重要である」などの意見から、陳情第131号及び第132号ともに不採択となりました。

なお、11ページから13ページに当該陳情書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、5ページを御覧ください。

ページの一番上、請願第34号「川崎市内の園児・児童・生徒の健全な成長、発達、発育のためマスク着用の制限緩和、教育活動及び教育現場の改善を求める請願」でございます。本件請願につきましては、8月31日の文教委員会で審査が行われました。

審査の結果でございますが、委員から、「マスク着用の是非が現場に混乱を招いていることは重く受け止めなければならず、教育委員会としても、方針を示しているから終わりにするのではなく、現場でどういうことが起きているのか実態の把握に努めて、改善を促していく必要がある」などの意見から、継続審査となりました。

なお、14ページから15ページに当該請願書を掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、5ページの上から2番目、陳情第138号「学校におけるマスク着用に関する陳

情」、3番目、陳情第143号「川崎市教職員待遇改善に関する陳情」がそれぞれ提出され、文教委員会に付託されました。

それぞれの陳情の概要について御説明いたしますので、16ページを御覧ください。

こちらが陳情第138号の陳情書でございます。

陳情の要旨といたしましては、「学校において、児童・生徒だけではなく、教職員、保護者についてもマスクを外すことを前提とすることをお願いいたします。マスクを外すのは、運動中・登下校時、身体的距離が確保できるときという条件の下ではなく、学校生活全般において、マスクを着用しないことを求めます。」でございます。

次に、19ページを御覧ください。

こちらが、陳情第143号の陳情書でございます。

陳情の要旨といたしましては、「教職員はその職務の特殊性から、一般的な時間外勤務手当は支払われていませんが、しかしながら教職員の平均時間外勤務時間（拘束時間を指します）の長さを鑑みるに、時間外勤務の短縮だけをもって働き方改革とはせず、教職員の時間外拘束時間に対する一定程度の手当の支払いを求めたいと思います。教職員とは川崎市教職員を指します。」でございます。

これらの陳情につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 令和4年度優良PTA被表彰団体の決定について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和4年度優良PTA被表彰団体の決定について」の説明を、地域

教育推進課担当課長、お願いいたします。

【箱島地域教育推進課担当課長】

御紹介いただきました、私、生涯学習推進課長と地域教育推進課担当課長を兼務しております。地域教育推進課担当課長として御説明をさせていただきます。

それでは、「報告事項No. 4 令和4年度優良PTA被表彰団体の決定について」、御報告させていただきます。

まず、この表彰は、毎年、各区PTA協議会から区内の優良PTAを推薦していただき、市の選考委員会を経て推薦しているものであり、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、組織、運営、活動の面から優秀な実績を挙げているPTA団体を表彰するものでございます。

それでは、「04_【報告事項No. 4】」のファイルをお開きいただき、1ページを御覧ください。

今年度は、「優良PTA表彰候補団体選考委員会」を開催し、推薦のありました計4団体の中から、文部科学大臣表彰2団体、神奈川県教育委員会表彰2団体を選出し、神奈川県教育委員会へ推薦をしておりましたが、この度、被表彰団体の決定について通知がございました。

1の文部科学大臣表彰についてでございますが、本市から推薦いたしました2団体が、神奈川県教育委員会の選考委員会を経て、文部科学大臣へ推薦され、この度被表彰団体として決定されたところでございます。

表彰式は、11月18日金曜日にホテルニューオータニで執り行われる予定です。

次に、2の神奈川県教育委員会表彰についてでございますが、こちらは既に教育委員の皆様には情報提供をさせていただいておりますが、9月8日金曜日に、神奈川県庁にて2団体が被表彰団体として既に表彰をされたところでございます。

2ページを御覧ください。

被表彰団体の業績でございますが、新城小学校PTAにおいては、専用ホームページの作成などによる、会員・非会員を問わず広く意見を聞ける体制づくりの取組などが評価をされました。

生田小学校PTAにおいては、児童の安全確保のために実施している毎月のパトロール活動の実績などが評価をされました。

西高津中学校PTAにおいては、学校・地域と連携した生徒の体験学習イベントを、コロナ禍においても適切な対策を講じ、実施した実績などが評価されました。

菅中学校PTAにおいては、オンラインツールを活用した会議運営のオンライン化をはじめとする効率的な活動の実績などが評価されたところでございます。

3ページ以降、参考資料として過去の受賞歴、文部科学大臣表彰等の要項を添付しておりますので、こちらは後ほど御参照ください。

以上で、報告事項No. 4の説明を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

川崎市立新城小学校PTA、団体名の下に、保護者と教職員の会というのが括弧書きで書いてあるんですが、これは何か意味があるんですか。

【箱島地域教育推進課担当課長】

特に、書いてあるところには、PTAの方たちが、そこに一定の思いを入れているんだと思います。各委員会、PTAごとに、名称みたいなものを工夫されているものだと、私は理解しています。

【石井委員】

記載されていない小学校とか中学校のPTAも、同じような構成であるという理解でよろしいのですね。

【箱島地域教育推進課担当課長】

構成については、PTAは教職員と、保護者を含めてなっているので、基本的には構成は同じだと理解をしています。

【石井委員】

あと、もう一点ですね、菅中のPTAでは、オンライン会議を開催しているという説明がありました。これは実際にPTAの会議とかがオンラインで行われているのですか。もし分かればどのような感じなのか、教えていただけますか。

【箱島地域教育推進課担当課長】

私も、該当のPTAは直接見ていないのですが、市のPTA、区のPTA、これは集まるのに、すごく労力を使うということで、市のPTA連絡協議会は、月に1回行っていますが、PTAの方たちですね、非常にオンラインには慣れていて、協議会自体も、ハイブリッド、オンラインで参加をしていらっしゃる方が非常に多いです。

昨年は、例えば、子どもの権利のイベントを川崎で、周年行事をやらせていただいておりますが、この際も、PTAが全体的に御協力をいただいて、オンラインを進めているところで、既にオンライン化はすごく進んでいるなど私も感じています。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。詳しく存じあげず、申し訳ないのですが、2点、質問させていただきます。川崎市の公立の学校内で、PTAという組織を持たない学校というのはありますか。でしょうか。

【箱島地域教育推進課担当課長】

組織自体を持っていないというか、形態が少し違うのが川崎市の附属中になるとに思っています。

あとは、小杉小学校が、新しい学校ですので、今までのPTAの形態とはやや違うんですが、PTA自体は、小杉小学校は活動しておりますので、その活動の部分については同じかなと理解をしています。ですので、附属中だけは、保護者の会があるとは思いますが、一般の学校のPTAとは違います。

その理由は、附属中は、お子さんたちが、川崎市内全ての地域から集まってくるということで、なかなか地域の活動のところと密接に関係していくというPTAの普段のところとは違うという認識を私も持っています。

以上でございます。

【野村委員】

分かりました。もちろん表彰をもって、そのPTAの活動を励みにしていただいて、さらなる発展をして、子どもたちの充実した学校生活をという思いは、素晴らしいこととして受け止めています。

ただ、一方で、新しい学校ができるにつれて、PTAに対する取組も違って来たり、他県では、PTAという組織自体をなくしているというような学校があったりもするというお話も聞きます。そうすると、PTAという組織を持っていないと、その保護者や教職員の方の活動が評価されないというのも、また残念なところでもあるので、表彰するに当たっては、活動内容を紹介して下さっていますが、この学校が表彰されたというよりも、こんな活動内容が素晴らしいんだよというところを、前に出させていただくことによって、組織があるなしで活動が評価されたり、日なた、日陰が分かれてしまうことのないように御配慮いただけたらうれしいかなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

組織そのものは全部に恐らくあると思いますけど、私の知っている範囲で言うと、いわゆるPTAは、成人委員会とか、広報委員会とか、校外委員会とかと、これが割と全市、県、国みんな共通のような委員会があるんですけど、そういう形を取らずに、何か学校の行事があるときに、ボランティアを募って学校に協力というような、実行委員会形式という形でやっていたPTAの存在、私は、大分前ですけど知っていて、もしかしたら今もそういう形でやっているところもあるのかもしれませんが。その辺りの細かい情報は分からないですが、基本的には、いわゆるPTAは、どの学校にもあるということになるかと思います。

他には、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

PTAの場合、もともと制度上は、任意参加といいますか、強制でもないけれども、実態とし

ては、もう子どもが入学したら、口座引き落としなどがもう同時に行われるというようになっていてとかですね。ほとんど全員が入るような仕組みになっているのがあり、それがかなり批判的になったというようなこともあって、地域によっては、会則の中に、規約というのですか、任意参加だというようなことをうたっている地域もあると思うんですね。

それで、今、たまたま南菅小学校のPTA規約というのがネットで出てきたので、見てみましたら、本校児童の保護者と教職員をもって構成すると書いてあって、会員は会費を会計に納入するとなっていますので、ここでは任意制というのうたっていないわけなんですけども、この規約が川崎市の全体の傾向として、もうこういう形でほぼ全員が入るなという形の規約になっているのと、選択して賛同した人が入るという規約になっているのと、そのバランスというのがどうなっているのか、もしお分かりならば、分からなければ構いません、お分かりなる範囲で何かあればお願いします。

【箱島地域教育推進課担当課長】

全ての規約をチェックしているということをございませんが、任意加入については、昨年の教育委員会の中でも、我々、規則改正をさせていただいて、学校で口座を使ってお金を徴収する部分を、学校の事務として規則を改正するというをさせていただいております。

田中委員の御指摘のように、PTAを取り巻く状況の中には、任意加入の問題であったり、お金の集め方の問題であったり、先ほど教育長から御意見もありました、その活動をどう行っていくのかということは、様々な御意見がある中で、市のPTA連絡協議会と川崎市教育委員会のほうも密に連携を取りながら、市のPTA、川崎市のPTA連絡協議会は、非常に前向きに取り組んでいただいておりますし、任意加入については徐々に皆さんに進めていってもらっていますし、学校側からも任意加入ということはしっかり伝えてもらうようにということは進めております。

規約については、全てのところがホームページに載っているわけではございませんが、そうしたところの一つずつの課題については、今後も、引き続き課題感を持って、両方で取組をしていく必要があるものだと、私は認識しております。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

昨今のPTAを巡る色々な課題については、市P協が非常に積極的に取り組んでいただいております、PTA活動見直しのガイドラインも、市P協で作成して、それに基づいて、色々見直しを図っている学校も多い状況です。

他には、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認いたします。

報告事項No. 5 令和3年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 令和3年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【吉村指導課担当課長】

よろしくお願いいたします。

報告事項No. 5、令和3年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果につきまして、御報告させていただきます。

「05_【報告事項No. 5】」のファイルをお開きください。

お手元の資料は、文部科学省の調査に合わせ、神奈川県が実施した「令和3年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものでございます。

なお、10月27日に、文部科学省及び神奈川県の報道発表に合わせ、本市におきましても同日に報道発表をさせていただいております。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。調査の内容は、「暴力行為」、「いじめ」、「長期欠席」の調査となっております。

表紙をおめくりいただき、2ページから3ページを御覧ください。2ページには、本市における「暴力行為の概要」と「いじめの概要」、3ページには、「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、4ページ以降の資料にて御説明いたします。

それでは、4ページをお開きください。

市立小・中学校における暴力行為の状況について御説明いたします。

(1)は、過去5年間の「暴力行為の発生件数の推移」を示しております。

小学校における暴力行為は、令和3年度は、194件で前年度から65件増加しています。一方、中学校における暴力行為は147件で、前年度から3件減少しております。

次に、(2)は、過去5年間の「暴力行為の形態別発生件数の推移」をまとめたものでございます。小・中学校ともに、最も多いのは2段目の「生徒間暴力」で、小学校は124件、中学校は96件で、小学校では大幅に増加いたしました。全体の占める割合は小・中学校ともに6割強が生徒間暴力でございました。

小学校の生徒間暴力の増加の原因につきましては、新型コロナウイルスの影響による生活習慣の変化やストレス、家庭環境の変化、社会生活の変化など様々な要因が考えられます。それ以外にも、学校での活動や、行事が制限されたことで、他者と触れ合う場や機会が減少したことにより、人間関係をつくるスキルを身につける機会が減少したため、発達段階に応じたコミュニケー

ション能力や感情をコントロールするスキル等が身につけられなかったことも一因であるとも想定できます。今後、人間関係づくりのスキルの向上に向けて指導していくとともに、要因や背景の分析を進めてまいります。

5ページにまいりまして、(3)は、過去3年間の「学年別加害児童生徒数の推移」をまとめたものでございます。小学校では、1年生～4年生が増加し、5・6年生が減少しました。中学校では、2・3年生が増加し、1年生が減少しました。

また、下の(4)は、過去5年間の「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数の推移」でございます。令和3年度は、小学校は九人、中学校は一人でございます。いずれも前年度より増加しております。小学校の児童の増加が、件数の増加にもつながっていると思われま。

暴力行為に対しては、「許されない行為である」との認識の下、暴力を明確に否定し、毅然とした態度で指導を行うとともに、暴力という現象のみに目を向けるのではなく、一人ひとりの心情や抱えている背景等を捉えて内面の理解を深め、丁寧に寄り添った対応や支援を行うことができるよう、学校と関係機関との連携を図りながら暴力行為の減少に努めてまいります。

7ページを御覧ください。市立小・中学校における「いじめの状況」でございます。

(1)は、過去5年間の「いじめの認知件数の推移」でございます。

令和3年度のいじめの認知件数は、小学校が4,506件で、前年度から818件増加しております。また、中学校は275件で、前年度から15件増加しております。

いじめの認知については、小学校の認知件数は、臨時休業を実施した令和2年度は、前年度を下回りましたが、平成28年度以降、毎年約1,000件近く認知件数が増加しています。文部科学省では、「いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っており、教職員の目が行き届いているあかしである」と肯定的に評価しています。その認知に対する考え方が浸透し、各学校が積極的に認知を行い、早期対応を行っていることも増加の要因の一つと考えております。

8ページを御覧ください。

上段の(3)は、いじめの学年別認知件数でございます。小学校では全ての学年で増加しています。子どもたちが進級していくことを考慮し、表を斜めに見て読み取ると、令和2年度から3年度は、小学校4年生までは増加傾向ですが、5年生からは、減少傾向となっています。

下段の(4)は、「いじめの態様別認知件数」でございます。いじめの態様別で一番多いのは、1段目の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」となっています。

次に、9ページを御覧ください。

上段の(5)は、「いじめの発見のきっかけ」でございますが、「学校の教職員等が発見」したものを上の段に、児童生徒や保護者など「学校の教職員以外からの情報により発見」したものを下の段に示しております。

小学校では、「アンケート調査など学校の取組による発見」が最も多く、中学校では、「本人からの訴え」が多くなっております。

下段の(6)いじめられた児童・生徒の相談の状況でございますが、小・中学校では、担任への相談件数が増加していますが、それ以外は減少傾向にあります。

特に、「友人に相談した」が減少し、「誰にも相談していない」と回答した生徒が増加しておりますので、教育相談やアンケート調査等を通し、「アンテナでキャッチからソナーで探知」の合い

言葉の下、児童生徒からの訴えを待つばかりでなく、積極的に児童生徒の状況把握に努め、早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒が安心してSOSを出したり、出されたSOSを受け止めたりできるように、安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

10ページを御覧ください。

(7)は、過去5年間の「いじめの解消状況の推移」でございますが、いじめの解消については、下段の四角囲みにありますように、少なくとも二つの要件が示されております。前述のとおり、小・中学校ともに認知件数が増加しておりますが、解消率は、昨年度より、小・中学校ともに改善をしております。なお、(7)の三つの各表の右端の欄の数字は、令和3年度に認知したいじめの解消率の追跡調査の結果でございます。今年度7月20日時点における、小・中学校のいじめの解消率を合わせると、97.4%ございました。学校が児童生徒の進級・進学に際して、前年度の引継ぎを基に継続的な支援を行っていることが伺えます。

11ページを御覧ください。

(8)は「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」を記載しております。

いじめに対しては、全教職員が、「いじめは、どの学校でも、どの学級(集団)でも、どの子どもにも起こり得る」という認識を深め、「いじめを許さない」姿勢を示し、いじめ防止の取組や積極的な認知を推進するとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめられている児童生徒の救済を最優先とした、組織的な対応ができる各学校の体制づくりへの支援に努めてまいります。

13ページを御覧ください。市立小・中学校における長期欠席の状況でございます。

(1)は、過去5年間の「理由別長期欠席者数の推移」を示しております。令和3年度、小学校の不登校児童数は947人で、前年度から140人増加し、中学校の不登校生徒数は1,506人で、136人増加しております。

なお、昨年度の調査から、「欠席日数」及び「出席停止・忌引き等の日数」の合計の日数により、令和3年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査しております。また、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加され、小学校では620人で、430人増加しています。中学校が75人となっており、44人減少しています。「その他」の項目の主な内容は、インターナショナルスクールへ通学しているため在籍校を欠席している者や外国での長期滞在で欠席している者等でございます。

次に(2)は、過去5年間の「不登校児童生徒数の推移」でございます。また、下段に過去10年間の推移をグラフに示してございますが、令和3年度の不登校児童生徒数は、小・中学校ともに過去10年間で最多となっております。

14ページを御覧ください。

(3)は、過去5年間の「学年別不登校児童生徒数の推移」でございます。中段のグラフにありますように、学齢が上がるに従って、不登校児童生徒数が増えていく傾向がございます。進級していくことを考慮し、表を斜めに見ても全ての学年で増加が見られ、小6から中1、中1から中2の学年で特に増加が見られます。

次に15ページを御覧ください。

(5)は、令和3年度の「不登校の要因」をまとめたものでございます。主たる要因といたしましては、小・中学校ともに、右から二つ目の本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで、小学校では右から五つ目の「親子の関わり方」、中学校では右から三つ目の「生活リズム

の乱れ、遊び、非行」や、左から二つ目の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっています。

(6)は、過去5年間の「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」でございまして、表の右下でございまして、令和3年度は小・中学校全体で28.7%となっております。不登校者数の増加により割合は前年度を下回っていますが、児童生徒への状況に応じた学校の支援策により、登校できるようになった児童生徒数は、小・中学校とも増加しています。

不登校の要因は、多様であり複合的な場合も少なくありませんので、日頃から一人ひとりに寄り添った組織的な対応ができるよう学校の支援に努めるとともに、学校が全ての児童生徒にとって安心して生き生きと過ごせる魅力ある居場所であるために、魅力ある学校づくりを推進してまいります。

また、不登校傾向の見られる児童生徒については、登校するという結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援と多様な学びの場の確保に努めてまいります。

17及び18ページは「参考資料1」といたしまして、神奈川県「暴力行為」「いじめ」「不登校」の地域別の状況でございまして、17ページの上の表の1の地域別の「暴力行為の発生件数」では、川崎市は、上から2段目でございますが、1,000人当たりの件数は、他都市と比べて少ない状況でございます。また、18ページの不登校児童生徒の1,000人当たりの人数も、他都市に比べて少ない状況です。

19ページは、「参考資料2」といたしまして、全国の「暴力行為」の状況、もう一枚おめくりいただきまして、20ページは、「いじめ」「不登校」の全国の状況でございまして、それぞれのグラフを御覧いただくと分かるかと存じますが、おおむね全国の調査結果も本市と同様の傾向が見られました。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

昨年度の「暴力行為」「いじめ」「不登校」等の状況ということで、大変大きな、たくさんのデータですので、これ、報道発表をしたときに事前に委員には資料を見ていただいているということでもよろしいですね。

それで、色々お気づきの点とか質問等あると思いますので、よろしくお願したいと思いますが、いかがでしょうか。

じゃあ、田中委員からどうぞ。

【田中教育長職務代理者】

では、なるべく簡単に。ただ、三つあるのですけれども、よろしいでしょうか。

一つ目は、4ページで、今、全体には、やはり難しい問題というような受取り方をしたのですが、4ページの中に、中学校の教師に対する暴力が、この2年ぐらい随分減っているように数字では出ているんですね。この辺り、どういう対策か、あるいは要因でこうなっているのか、もしお分かりになればと思いました。それが1点目です。

2点目の11ページで、学校に対するアンケートの結果で、ちょっと少ないと思われるのが、

真ん中よりちょっと下ですか、PTAや地域の団体と協議するとか、その下、警察署や児相などとの連携協力というところが、2割から3割ぐらいでしょうか。ですので、この辺り、今後もう少し広げていこうというような方向で考えておられるかどうか、それをお聞きできればと思います。それが2点目です。

3点目は、13ページの不登校児童数の1,000人当たりの数ですが、中学生が1,000人当たり50人いるということは、20人に1人という理解で大丈夫でしょうか。そうなると、全ての学校で、全てのクラスで1人以上はいるということだと思うので、かなり多いという印象を受けたんですが、この辺り、中学校における不登校の多さについて、何か事務局としてのお考えとか、今後の対策などもしお考えであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、3点のうち一つ目、中学校の、まず教員に対する暴力は減ってきているという状況について、お願いします。

【吉村指導課担当課長】

中学校の対教師暴力だけじゃなくて、中学校の暴力行為自体が、件数が年々、減少傾向にございまして、昔のように子どもたちが教員に向かってきたりとか、暴力的に行動するという子どもは、学校の中であまり見られない状況がございまして、そういったところから、対教師暴力を含め、中学校の暴力行為の件数が減ってきていることにつながっていると思います。

これは、川崎市では、共生*共育プログラム等で人間づくりのプログラム等で、周りの他者との関わり方などの教育を進めているところでもありますので、そういったことも含めて出てきていると捉えています。

それから、2点目のPTAと警察等の関係機関との連携に関するところなんですけども、基本的には、学校いじめ防止基本方針を策定した場合については、必ず年度当初に更新して、各学校がつくったものをPTAにも保護者にも配布して、学校の方針をきちんと理解していただくような取組もされていますし、それから、いじめ防止の対策の会議に、地域の方が入っていただいたりとか意見をもらったりとかしていますので、いじめ問題に対する協議会を、多くの方を呼んでという機会をつくってはいないかと思うんですけど、ほとんどの学校では、そういったPTAの意見を取り入れた内容で策定をされていると思っております。

ただ、警察や児童相談所というのは、やはり課題のあるお子さんに関する事で相談する機会が多いですので、一般的に学校で今、いじめの認知ケースはこれだけ、毎年1,000件近く増えているいじめの対応を見ても、嫌な思いをしたらいじめとして捉えるということが定着していて、悪口や冷やか、からかいというものが大半ですので、そういったいじめと認知したものの対応について、一々、変な話、警察に相談とかというところまでいかないのかと思います。

やはり、犯罪に繋がるようないじめになる場合については、当然、児相や警察にも相談していくことは出てくるかと思いますが、逆に言うと、この割合が高くなっているときは、そのような大きな事案が起きているケースが多くなっていくことになっていくかと思いますが、少ないというのは、まだそういったところで相談する機会が少ないのかなと思います。

それから、不登校の、長期欠席のところですけども、田中委員におっしゃっていただいたとおり、1,000人当たりの出現率は50.2人ですので、20人に1人ぐらいの割合、もう各クラスに2人ぐらいずつ、今、不登校がいる状況にはなっているかと思います。

ただ、そうした中でも、こちらのまとめのところでも書かせていただきましたけども、保護者や生徒一人ひとりの状況に応じて、各学校で支援は行われておりまして、学習支援も含めて、その子自身の社会的自立を促すための支援もやっておりますので、色々な関係機関に、それこそつないだりとか、学校以外の学びの場を紹介したりとか、そういった関係機関につなげておりますので、そういった対策は行っておりまして、本来だと不登校になって、なかなか学校に子どもが戻ってくるというのは難しい状況なんですけども、この調査で見ても、不登校になったけども登校できるようになった数というのも、前年度よりは上回っている数になっているんですね。ただ、それ以上に、不登校になっているお子さんが多いので、割合的には全然増えてはいないんですけども、そういった地道な学校の取組というのも、少しずつ行われているところであります。

【小田嶋教育長】

田中委員、よろしいでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

1点だけ、補足と感想だけです。

御説明ありがとうございました。4ページの暴力の件については、生徒間暴力の減り方よりも、教師間、対教師暴力の減り方のほうが激しいものですから、何かあるのかなと思ったんですが、今の御説明で納得いたしました。ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

今の点、少し付け加えさせていただきますと、すごく大きな流れで言うと、昭和から平成、平成の時代はこの中で、かつての管理教育から一人ひとりを大切にする教育へと、特に中学校が大きく変わってきた流れがあって、かつて校則だとか、あるいは体罰というか、教師の厳しい指導等で、子どもたちが抑圧されたりとか不満やストレスを高めていって、それが色々な形で暴力行為につながっていた、特に対教師については、それが、やはり教育の関わり方が変わってきて、子どもたちに寄り添うような形と変わって、子どもたち自身も、大きく変わってきていて、かつてのように反社会的な行動を起こしたりする要素というのが減ってきているということもあるんですよ。

そういう流れの中で、対教師暴力、あるいは普通の他の暴力行為も、器物破損なども含めて、中学校はものすごく減ってきている流れ。小学校はまた別の要因で増えてきているという状況かと思います。

他には、いかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。私も、三つほどお伺いしたいことがあります。

一つ目としましては、7ページ目で、いじめの認知件数の調査結果がありますが、いじめの認知に対して、誰が加害者となっているのか、加害者がきちんと分かっているパーセンテージというのがあればいいなと思っています。どうして、その加害者のことが気になっているかといいますと、加害者の子も、何かしらのサインとしてそういう問題行動に表れているのではないかと心配しています。何がこの子をいじめに走らせているのか、被害者もそうですけど、加害者にも手立てが必要かと思っています。そこに適切にアプローチしていくためにも、被害者の認知の件数の中でも加害者がきちんと分かっているかどうか、そこにまたアプローチできているのかというところも、大切にしていいただければと思っています。

続きまして、2点目としては、9ページ、いじめられた児童・生徒の相談状況のところですね。少ないとはいえ、誰にも相談していないというお子さんがいることが、気がかりです。このお子さんたちを、どのようにしてこちらが気づけるようにするのか、今考えている手立てがあれば、教えていただきたいと思います。

それと、三つ目、最後なんですけれども、ページで言いますと15ページです。

不登校のお子さんの要因が分類の表がありますがけれども、無気力や不安なお子さんはすごく多いです。実は、この不登校の裏に発達障害があったなんていうことも、よく知られている原因の一つだと思います。でも、本人は、なぜそれが苦しいのかとか、なんで自分はできないのかということが分からず、漠然と悩んでいるという場合もあって、そのせいで支援も適切につながないまま、何となくどんどんやる気をなくして、不安で、無気力でということもよく聞きます。そうした、見えにくいけど、実は何か手を差し伸べれば、こういった状況にならないようなお子さんというのを、積極的に見つけてあげたいなと思います。

つくば市の取組で、とてもいいなと思っているものがあるんですけど、小学校1年生と中学校3年生のお子さんに対して全員に、ディスレクシア（読み書き障害）の検査を行っていて、いわばそれがスクリーニングにもなっていて、早期発見によって支援につなげていってというところが行われています。この先も発達障害だったり、ディスレクシアも含めてですけど、そういったお子さんをなるべく、早く見つけてあげて、親御さんが気づかなかったとしても、支援につなげていくような仕組みができるといいなと。努力というよりかは、仕組みとしてつくっていったらいいなと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

3点ということで、初めはいじめ認知の際の加害者への支援・指導ということかと思いますが、いかがですか。

【吉村指導課担当課長】

やはり、これだけ認知件数が増えていけば、教員が、被害児童生徒が嫌な思いをしているところを見つけて対応していきますので、その原因の究明は、必ず、当然当事者から、当該の児童生徒から話を聞いていきますので、それと併せて、やはり加害者というか、そのきっかけになっている相手の関係生徒、児童生徒に対しても、同じようにきちんと時間をかけて話をしながら、指

導は入れています。

なので、そういったところから後ろに出てくるいじめの解消率もそうですけども、ほとんどの事案については、その後、3か月以上、何も嫌な思いをすることがなくなればいじめの解消と判断できるような調査になっておりますので、そういったところで、解消に向けての取組がされているのかと思います。

加害者というか、そういう当該の嫌な思いをした児童生徒のその部分を消すための取組というのは、必ずその加害生徒に対しても行っているというところにつながっていくのかなと思いますので、適切にそれもアプローチできているケースのほうが圧倒的に多く、それが残って解決できないものが、多分解消されずに残ってしまっているいじめ事案につながってしまっていると思っております。

それから、二つ目の相談のことなんですけども、やはり、この誰にも相談していない児童生徒数というのは増加しているというのは、私どもも、非常に問題として捉えているところでございまして、コロナ禍によって、感染予防対策で会話の機会が減ってしまったりとか、コミュニケーション能力が育たなかったりとか、他者との関係を極端に避けたりする児童生徒が出たりとかという背景もたしかあるのかと思うんですけども、あとはSOSを出したとしても、非常に弱い発信で、周りが気づかないというような状況、そういったことも含めて、私たちは、「アンテナでキャッチからソナーで探知」という言葉のように、まず教職員のほうが、子どもたちの日頃の様子から、きちんと観察をして、少しでも気になることや、変わったことがあれば、必ず声をかけて、早期発見・早期対応していこうという姿勢で臨んでおります。

また、そういったところで、あと教育相談体制もきちんとつくって、担任以外の方が子どもに関われるように、色々な大人が関われるようにということで、そういった体制も校内でつくるようにお願いしています。

それから、令和4年度からSOSの出し方・受け止め方教育というものを展開しておりまして、自分の痛みに気づくことができる力の育成や、相談する力を促進するように、今、努めているところです。まだまだこれからもやらなければいけないことはありますが、少しずつ相談できるような、声を上げられるような子どもたちを育てていくというところは、取組を始めているところです。

それから、三つ目は、無気力、不安のお子さんに対する支援ですけど、これも発達的な障害の方は、支援が必要なお子さんなのかどうかも含めて、最初に学校を休み始めたときに、学校は、その子やその子の家庭のことをどれだけ状況をきちんと把握できるかというところもつながってくるかと思います。そういったところで、個々の児童生徒の状況を適切に把握するために、一人で必ず抱え込むのではなくてチームできちんと対応するというのを、学校にもお願いしているところです。

複数の教員が関わっていければ、野村委員のおっしゃっていただいたように発達に課題があるお子さんとか、そういったところにつながっていくこともできますし、またそうした支援をしていく適切な施設に繋いでいくこともできるかと思っておりますので、複数支援の体制を取ってもらうように、今、不登校対策についてもお願いしているところです。

【小田嶋教育長】

野村委員、いかがでしょうか。

【野村委員】

御回答ありがとうございます。一つのアイデアで、取組を進められていたら、大変失礼なんですけれども、2番目の、いじめのことを誰にも言えない子どもをどうするかというところで、もちろん本人のSOSを発信する力というのもあるんですけど、やっぱり言いやすい環境を、こちらが時代に合わせて提供していくことも大事かと思っていて、いじめ相談ダイヤルも、うちの子どもたちも持って帰って来たりしますが、文字文化というか、LINEとか、気軽な発信のほうで、言いやすいというお子さんも多いと思うんですね。

せっかくGIGA端末もありますし、アプリを開けば、すぐにSOSを出せるような、そういったアイデアも一緒に御検討いただければなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

いじめの加害者のお話がありましたけれど、御指摘の点というのは本当に大事な点で、いじめ解消はもちろんなんですけど、加害者側が抱えているストレスだとか背景をしっかりと認識しながら支援していくということで、そのためには保護者の協力というのがすごく大事で、今、やっぱりいじめに対して、いじめの特に加害者に対しても、非常に大きな、重大なことだと捉えていただく保護者が多いので、そのことについては、学校と保護者が協力しながら、前向きに取り組んでいただくケースが多いですが、そうでないケースの場合は、なかなか子どもが感じているそのストレスだとか要因を、保護者が自覚できないでいると難しいことがあって、そこが一つ課題であるのかなと思います。

あと、SOSの出し方、今、話の中で、受け止め方という言葉も出ましたけど、子どもたちへのこともあるんですが、教員側、大人側がそれをしっかり受け止めるという体制だとか、心構えとか、そういったものが本当になれば、子どもたちは声を上げないので、そういったことも含めて今年度からスタートしているので、今後そこはしっかり充実させていきたいなと思っています。

あと三つ目の発達障害についても、今、支援教育を進めている中で、支援教育コーディネーターを小・中学校に配置して、教育委員会内部にも支援教育課をつくって、発達障害のことも含めた相談体制というのを、研修などもそうですけど、その相談スキルもそうですし、外部との連携もすごく大事ですし、あと、今は保護者の側も発達障害についてもすごく情報があって、非常に関心も高かったりで、就学前の色々な検診だとか、保健所等においても、そういったことをスクリーニングする機会というのはあると思うので、そうしたところとの連携をしっかりとやりながらということなのかなと思います。つくば市のように一律そういうディスレクシアに対する検査みたいなのをやるというのも一つの方法でしょうけれど、そういったことも参考にさせていただければなと思います。

あと、事務局で今の質問等に補足等ありますか。

星野担当部長。

【星野学校教育担当部長】

今、野村委員の最後の不安を受けるといことなんですから、これ、今学校の先生方にも生徒指導の連絡会等を通して、やはり無気力、不安というのは、何らかの結果であって、その場合の要因だったりとか、背景にスポットライトを当てない限り、無気力、不安な状態というのは解消されないであろうということは、常々、校長先生方にも現場の先生方にもお伝えしております。

無気力や不安なる前に、何とか新しく不登校になるお子さんを少しでも減らしていこう、そのような取組だったり、それから長期化したお子さんの中にも、今先ほどお話がなかったのですが、小学校においても、中学校においても、学校の中に教室とは違った学びの場というのを設けている学校が非常に多くなっておりまして、先ほどの相談しやすい環境という中の一つの取組といたしまして、そこには必ず学校の先生方が、保健室の先生というのはなかなか難しいんですけども、いらっしゃって、学習の支援、それから教育相談といった側面で子どもたちを見守っておりますので、そんな取組も子どもたちが相談しやすい環境、いじめのことも含めて、そんな取組を今、各学校で自発的に進めている。それを何とか後押しできないかという取組を教育委員会では進めているところでございます。

【小田嶋教育長】

鈴木所長。

【鈴木総合教育センター所長】

総合教育センターの鈴木です。

今の委員の皆様がお使いのパソコンというのはG I G A端末でしょうか。G I G A端末の活用ということでしたけれども、G I G A端末の画面の一番上のところにプラスという新しいタブを開いていただきますと、左側にブックマークというところがありまして、そこを開けていただくと、ブックマークの一番上に「相談したいとき」というところがございます。そこをクリックしていただくと、様々な川崎市の子どものページが出てきまして、相談したいときというところで、いじめのこともありますし、ここにはない虐待とか暴力とか、家族の悩みとか、色々なものが出てきまして、そこをクリックすると相談するところが分かるということになっています。子どもたちがすぐ見ることができるようになっております。

【小田嶋教育長】

では、他に。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

僕も9ページの誰にも相談していない、この数がもう5倍以上に増えていることに心配な点がありまして、野村さんのお話、質問、それから事務局の方の色々な御説明を伺ってしまして、アンテナからソナーへというキーワード、大切な部分だと思うんです。ソナーの出し方も若い先生とベテラン、経験のある先生とでは出し方も違うし、それからキャッチする力というのも、経験

値によって違うと思いますので、ぜひ学校内でも若い先生、それからベテランの先生、色々経験値の違いがあると思いますので、それを共有をして、一方向から見えにくい部分、別な方向から発見できることもあると思いますので、そういった情報共有ですとか、経験の共有というのは非常に大切だと感じました。

それから、11ページ、先ほど学校であるとか警察であるとか、児童相談所であるとか、多機関での連携も進んでいるという御説明がありまして、僕も経験上、学警連であるとか、色々なところでこういったいじめ問題であるとか、非行防止であるとか、取り組んでまいりましたけれども、一番大切なのは、その機関がどんな力を持っているか、どこまでできるかというのを理解するという、そういう意味での多機関連携というのが非常に大切になってくると思うんですね。ですから、学校で抱え切れないとか、学校で問題解決が難しいという部分も児相がカバーできるとか、警察がカバーできるとか、あるいはボランティアであるとか、民間の方であるとか、多機関連携というのは大切で、そこでは当事者である我々大人が色々なステークホルダーのどういった能力があるかというのを、しっかりと理解して、それで子どもたちに適切に対応していくことが大切だと感じていますので、こういった多機関連携というところもぜひ力を入れていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

では、芳川委員、お願いします。

【芳川委員】

すみません、時間がない中で。まず、データをまとめてくださった課の方たち、本当にありがとうございました。

みんなみたいに、これはどうかというふうにまとまって言えないので、気になったところとか、質問とか、感想などを、一つずつ聞いてみたいと思うんですけども、まず最初に気になったところですが、5ページですね。繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移ですけども、小学校が令和3年度が9人で、1人で5件以上暴力行為を起こしたということですので、多分そうすると、その学年、学級、教師、保護者、他の児童生徒がかなり困って大変なのではないかなと思うのですが、そこらについての対処だとか、もしくは学校がどういう感じでやっていたらいいのかとか、情報があると安心できるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【吉村指導課担当課長】

こういう繰り返しの暴力行為を起こしてしまうお子さんに対しては、教員がきちんと目を離さないように複数体制で関わって、その学級の活動や学年の活動がつかれるように体制を組んで、学校では対処してくれています。そういった中でも、どうしても簡単に手が出てしまう場面とか、そういうお子さんはいると思いますので、そういったときにすぐに対応できるような体制をつくっているのかなと思います。

【芳川委員】

ありがとうございます。

なぜ気になったかと申しますと、さっき他の委員さんも申し上げているんですが、暴力行為ということですから、一つはかなり攻撃性が高いんですね。そうすると、実は単に教育の場のお話ではなくて、医療との連携だったり、司法、警察との連携のケースなのかなと。ここで対処しないと、また中学校に上がったらとても大きな事案に発展してしまうのではないかという感じがしますので、多分やっていらっしゃると思うんですけども、つつい心配になってしまいますので、もし時間があつたときに学校にその辺り、確認していただけたらなと思った発言でございました。

次に8ページです。先ほども多くの方たちがお話をしていると思うのですが、いじめの様態のところ、(4)なんですが、小学校は令和3年度では軽くぶつとか、いわゆる一見遊びのようだけれども、いじめのニュアンスが含まれている、そういう行為はすごく多くなっているんですね。その代わり誹謗中傷、ネットというのは少なくなったりとかしているんですけども、先ほどの暴力とも絡んでいると思うんですが、小学校の子たちが、今非常に攻撃的というか、アグレッシブというか、何かそこが関連して見えてくると思うんですが、多分ここには新型コロナウイルスの影響だったりとか、黙食であったりとか、マスクの件もあつたりとか、色々な課題がまだ解決されていない。そういう、いわゆるストレスフルなことについて、学校全体として、もしくはストレス対応として何かやっているところが、もしあれば教えていただきたいのですが、何か取り組まれておりますか。

【小田嶋教育長】

いかがでしょう。

【吉村指導課担当課長】

この調査が行われた低学年の子たちが、やはり暴力行為のいじめの認知件数も増えているところで、その子どもたちが、学年で言うと小学校2年生の子たち、コロナで学校のスタートが遅れた時期に当たっておりますので、臨時休校やそれから行事がなくなったりとか、それから学校が始まっても全員自分の席で前を向いて授業を受けてとかという、周りとの関わりが少なかったお子さんたちですので、そういったところから集団で、本来だと身につけなければいけない力がつかなかつたところから、言葉の意味合いというの未成熟だったりとか、言葉が出ないときに手が出てしまつたりとかというところにつながっているのかと思っておりますので、そういったところにも学校の職員が、コロナ対策をしながらですけども、子どもたちの教育活動、学習活動をつくる場所に力を入れて、そういった場面がないようにということで、声をかけながら指導していただいておりますので、そんな中でもこれだけの数が上がってきていますので、まだ引き続きそういった子どもの様子を観察しながらしっかり対応していくというところが、私たちも声を続けて上げていきたいと思っております。

【芳川委員】

ありがとうございます。

本当に川崎の先生方は物すごくよくやっていたらしゃることは承知していて、先ほど誰にも相談していないというところがあったのですが、私は多分それは実はいじめの問題はほとんど悪口、からかいとなると、ある意味ではもしかして人に相談するほどでもなく、日々受けてしまったりとかしている感じですので、そうすると個別対応の事案ではなくて、多分学級全体の事案の感じがしますので、共生*共育のプログラムを実施することが、だからこそ川崎には特別にさらに必要なのではないかなという感じを思いましたので、そういうふうにさせていただきました。

あと、気になったところは15ページですけれども、いじめ、不登校の話ですが、無気力、不安が高いというのは、ずっと毎年言われていますし、全国的な傾向なんですけれども、自分が思うには、実は手がけられる不登校と手がけられない不登校があるような気がしていて、そうしますと、この(5)のところ、主たるもの以外に当てはまるものというのが一見する、ヒントがあるような気がしていて、見ていきますと、学業の不安はとても高いんですね。学業不振とかというところが、中学校においても小学校においてもということですので、確かに家庭の関わり方がとても大きいという感じなんですけど、この学業についてとか、それと関連して義務教育確保法とかとの関連の中で、一つ、これは感想なんですけれども、取りこめる不登校があって、それを各学校がアセスメントすることによって、さらにいい感じで早期解決に結びつくのかなという感じで、思ったのですけれども、いかがでしょうか。

以上、感想です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

今の御指摘の学力の問題というのは、不登校の背景としてすごく大きなものがあって、小学校でいうと4年生の壁とよく言われますけど、学習内容が難しくなるということですか、あるいはもう心理面、発達面では当然芳川委員の御存知のとおりだと思いますが、国語的に言うと、4年生で辞書を使って語彙指導というのが始まっていて、飛躍的に語彙の数が増えてくるんですね。だから、そういった部分でも4年生の一つ学習へついていけなくなるような背景があるということもありますし、中学校のところはもうずっと言われているように小から中への段階で、学習内容が難しくなるというところで増えていくことがあるのかと思います。

あと、もう一つ、私のほうで。先ほど小学生のいじめの数のことが出ていましたけれど、背景の一つに今の公立のいじめの定義が、とにかくトラブルになったら全部いじめとして計上するという。小学校で、かつてだったら、けんかもそうですし、ちょっとしたいさかいとか、言い合いとか、それは今いじめとして学校から上がってくるんですね。そのようなことは日常的に昔からあったことで、ただ、それが今の子どもたちの状況とかコロナの状況で、そういったトラブルが対処し切れなかったりすることもあると思うんですが、学校がそういう状況を認知すると、これはいじめだということで上げていくという背景があると思います。

ですから、さっきおっしゃっていただいたように、相談するほどのことではなくて、先生の指導で終わったり、あるいは学級指導で解決するというところもあると思うんですね。ただ、それが初期段階で間違ったときに、それが積み重なって、継続して行って、積もり積もって、でもそれが子どもたち同士は例えば解決したとしても、今度保護者がいじめということの捉えで納得できずになかなか解決に至らないという、難しいケースが小学校で増えているということがあると思

います。

だから、今のいじめ防止対策推進法は色々な側面から言われますけれど、そのいじめの定義については、かなり現場的には厳しい定義であるんですが、やはりいじめをなくしていくという基本的なスタンスとしては、定義にのっとって学校がしっかりとそういったものも計上してきているからという結果もあるかとは思っています。

他に。岩切委員。

【岩切委員】

色々とお話もあったのですが、少し質問させてください。

まず、コメントからですが、17、8ページのところで、神奈川県における川崎市の割合というものが出ていまして、他都市に比べますと、かなり1,000人当たりというところでも数が断トツで少ないというのは、本当に現場の先生方の御努力のたまものなのではないかと推察いたしました。それでも全体で増えているというのは、これは全国的な傾向であったり、先ほどのカウントの仕方が変わっているということも大きく影響をしている結果なのだろうということで拝見いたしました。

その中で、3点ほど質問させていただきたいと思います。

一つが、この中でいじめであるとか不登校ということを取り扱っているのですが、そのいじめと不登校の関係、例えばいじめられるという、被対象者になっている人の不登校との関係とか、そういったことを何か分析されているかどうかということ、もしあれば教えていただきたいと思えます。

それから、二つ目なんですけれども、先ほど加害者側の子どもの、という話もあったんですが、そういった問題が生じてしまったクラスを持っている先生方、特に若い先生方ですと、自分のところでこんな問題が起きてしまったとなると、結構自己肯定感が下がったりとか、そういったことも懸念されるんですけれども、学校内での情報の共有の仕方であるとか、その対策の方法はどんなことをされているのかというのが、もし分かったら教えていただきたいと思えます。

それから、三つ目なんですけれども、平均的に、先ほど中学校でも20人に1人ということで、1クラスに2人くらいはいるねなんて、そういう話があったんですが、全然ない学校という話も逆にあるのではないかなと思うんですが、小学校とか中学校でいじめがあまり散見されなかったとか、あるいは不登校がないんだよなんていう、何かそういうモデル校的なところがあれば、教えていただきたいと思いました。

もし、そういうものがあれば、何かモデリングできるとか、何かそういうことにもつながるかなと思ってお聞きしたいです。

【小田嶋教育長】

では、お願いします。

【吉村指導課担当課長】

今おっしゃっていただいているとおり不登校の、これは30日以上の日数を休んでいるお子さんの調査ですので、やはりいじめによって学校を何日か休んでしまうようなお子さんはどの学校

にも何名かはいます。その中で、色々な教員が関わって、学校に登校できるような支援をしていくというところで、30日以上で休んでしまっている、いじめが原因で休んでしまっているというのは本市においては、この年は小学校1名ということになっています。ですので、いじめられていることによって、学校を休んでしまうということは全くないということはありません。

それから、二つ目の学校内での情報共有は、先ほどもお話しましたが、一番初めに見つけるのは担任の先生が圧倒的に多いと思うんですけども、石井委員にも言っていただきましたけども、ベテランもいれば若い先生もいるわけですので、そういった事案を見つけたときには、必ず学年や周りの教員とその情報を共有して、一人で当たらないようにということは常々こちらからも担当者が集まる会議では話をしています。そういったところは結構学校内には浸透しておりまして、それが先ほど教育長が言ってくださった支援教育コーディネーターの耳に入ったり、中学校で生徒指導担当者が関わったり、それが管理職まで上がっていったという形で、いじめについては早期対応が大事ですので、その段階でも担当者を集めてケース会議を開いている学校がもうほとんどですので、そういったところで情報共有をしながら対応しているというのが現状でございます。

最後の、いじめがない不登校がない学校というのは、本当はそれが理想ではあるんですけども、今のいじめの定義が、被害に遭ったお子さんが嫌な思いをしたらいじめとして捉えるとなると、一日学校にいる中でも嫌な思いをしない子は多分誰もいないのかなと思うんですね。そうすると、いじめの認知はやっぱりどうしても教員であればこの子はちょっと顔が暗いとか、何か声かけして嫌な顔をしているとなれば、当然それはもういじめとして認知して1件となってしまいますので、いじめがゼロという学校は本市においては、今はない状況です。

不登校がゼロというのも、実は私が中学校の教諭をやっていた頃は、自分の学校は不登校がゼロだったことはあったんですけども、でも今はもう多分ないですかね。

特別支援の2校は、いじめはゼロで報告を受けています。もう特別支援学校がすぐにそういった事案がありそうときには保護者の方と学校がすごい連携をしておりますので、情報を密にいただいているところもありますので、確認を取りながらやっている。

不登校は今、ゼロはないかと思います。できるだけ全部ゼロに近づけていけるようには努力していきたいと思っております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

加えてということではないんですけど、先ほど来、相談する相手がないというような話があったんですが、私の周りでもやっぱり不登校とかいじめられたという話をよく聞くようになってきたんですね。そういう方たちが親御さん、特にお母さんのほうですけども、例えばお子さんを色々な人に引き合わせると。そういう中で、本当にびったり合うような大人がいると、子どもたちが少しずつ心を開いていって、物事が話せるようになったり、あるいは学校に行けるようになったりというようなことがあるので、なるべくそういうチャンネルを増やしていくということがすごく大事だと思いました。

これは、例の話ですけども、非常に観察力のあるカウンセラーさんが御覧になっていて、この子は何かしゃべりたいのかなとか、この子はちょっとのどが渇いているのかなとか、そわそわしているからお手洗いにいきたいのかなと、それをそのとおりに言うと、あの人は何だか分から

ないけど、魔法遣いみたいだと言って、その人のところだったら外に出たがらない子も行きたがるというような、そういう話も聞いているので、ぜひお子さん一人ひとりが話せる大人に会えるようなチャンスというのは、見つけていただけたらありがたいと思いました。

どうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

先ほどSOSの出し方教育の話をしました、その中で子どもたちに具体的に授業の中で困っていることをSOS、周囲の大人に相談してください、最低3人に相談してくださいというのを今やっていて、一人目が駄目でも次の大人が聞いてくれるかもしれない。それが駄目でも3人。3人でオーケーというわけではないですが、やはりそういった意味で受け止め方というのがとても大事で、それをこれからしっかりやっていきたいということと、あと先ほどの情報共有ところで説明があったとおりなんですけど、先般の重大事態の報告書の提言でも、やはり担任が一人で抱え込んで、情報共有せずに組織としての対応ができていなかったということを厳しく指摘されています。

あの教員にしても、力のある教員で、だから力のある人とかベテランとか、あるいはプライドがある人とか、そういう人ほど抱えてしまう可能性があるということが調査でも指摘されているかと思います。御指摘のように本当に情報共有をしっかり、抱え込まずにやっていくということが大事だと思いますので、今、皆さんから色々な視点でいただいた御意見を、また生かしていきたいと思います。

大分時間もたっていますが、他には。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

追加で一言。先ほど教育長がおっしゃっていたと思うんですけども、文部科学省がいじめの事案について、先ほど川崎市は他の市に比べて少ないし、不登校もそうで、すごくありがたいことですが、いじめの件数だけは多くあっても構わないと言っているんですよ。つまり早い時期に子どもたちが多く声を出して、例えばそれがちょっといじわるされた、あだ名言われたということを出すことが、実は私たちが重症化させないことという感じですので、そういう意味では多くあることは、もしかして意識が高まるということかもしれませんので、いじめについてももっともって出してもらっても全然いいのではないかなと。そうすると、全体についてとか、あと個別についてとか、もっと子どもたちの声からいろんなニーズを拾い上げることができるような感じがします、そういう意味では何か怖がらずにやっていただきたいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

文科省も本当に同じように言っていて、ゼロの学校とかゼロの県とかというのは、かえって怪しい。もう一度調査し直せということがかなり前から言われていますけど、そういうことだと思

います。

それでは、報告事項No. 5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認いたします。

7 議事事項□

議案第40号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第41号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Iに入ります。

「議案第40号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第41号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、この二つですが、これらは関係する規則の一部を改正する規則の制定に関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

議案第40号及び議案第41号の議案2件の説明を、庶務課担当課長、指導課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第40号及び議案第41号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課長から御説明申し上げます。

【古俣指導課長】

それでは、ファイルナンバー「06-2__議案第40号・41号」資料の1ページを御覧ください。

「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に

関する規則の一部を改正する規則」及び「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の制定の概要について御説明いたします。

「1 市立学校における学年始休業の現状と課題」でございますが、市立学校における学年始休業は管理運営規則により「4月1日から4月4日まで」と定められており、4月5日を始業日として入学式や始業式を行っているところでございます。

学年始休業中には、入学式等の準備等の新年度準備を行う必要があり、教職員は多忙な状況にあるとともに、学年始休業中に土日が含まれ、準備期間が平日2日間しか確保できない場合、休日出勤せざるを得ない状況となっているところでございます。

また、ICT関連の事務作業も含め、学校に求められる業務が社会情勢の変化とともに増加してきており、新年度開始に向けた準備時間が十分に確保できないという課題があるところでございます。

次に、「2 学年始休業の変更」でございますが、新年度準備時間の確保のため、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に学年始休業の変更を位置づけ、始業日までの平日を最低3日間確保するため、管理運営規則の見直し等を含め検討することとし、令和4年度は学年始休業変更の試行を実施したところでございます。

次に、「3 学年始休業の変更の検証」でございますが、今年度の学年始休業の変更を検証するため、全市立学校長を対象として、アンケートを実施いたしました。

アンケートの結果、始業日までの平日を最低3日間確保することができるよう学年始休業を変更することについて、延べ175人中166人が「よい」と評価をしており、「どちらかといえばよい」の9人を含め、全員が賛成しており、入学式等の準備期間の確保や職員間での共通理解を図る時間の確保、時間外勤務の軽減等につながったことが確認できたところでございます。

なお、詳細な結果につきましては、3ページの別紙のとおりとなっておりますので、後ほど御参照ください。

次に、「4 管理運営規則の改正」でございますが、学年始休業の変更の検証を踏まえまして、学年始休業の見直しと併せて、2学期制・3学期制にかかわらず、夏季休業や冬季休業の期間を各学校の判断で決定できるよう、「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」及び「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」の一部を改正する規則を制定するものでございます。

次に、「川崎市立高等学校の管理運営に関する規則」につきましては、全日制高等学校全校及び橘高等学校定時制が2学期制、橘高等学校を除く定時制高等学校3校が3学期制をそれぞれ採用しているものの、夏季休業及び冬季休業が固定されていることから、各学校の判断により教育課程の編成が可能となるよう、学年始休業等の見直しと併せて、秋季休業を新設する他夏季休業や冬季休業の見直しを行うため、当該規則の一部を改正する規則を制定するものでございます。

なお、管理運営規則改正後、速やかに学校に通知する予定でございます。

説明は以上でございます。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案の詳細について御説明いたします。

初めに、議案第40号 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別

支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

ファイルナンバー「06-1__議案第40号・41号」の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「学年始休業並びに夏季休業及び冬季休業の見直しを行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」でございます。

第3条第1項第5号の改正でございますが、学年始休業の期間につきまして、4月1日から3日までの間に土曜日が含まれる場合は、学年始休業の期間を1日伸ばし、5日までとするものでございます。

第3条第3項の改正でございますが、2学期制・3学期制にかかわらず、夏季休業や冬季休業の期間を、各学校の判断で決定できることとするため、削除するものでございます。

続いて5ページを御覧ください。

「川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則」でございますが、改正内容は先ほどの川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則と同じでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和5年4月1日とする旨、定めることとしていきます。

続きまして、議案第41号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「秋季休業を設けること、学年始休業並びに夏季休業及び冬季休業の見直しを行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、9ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第7条第1項第5号の改正でございますが、学年始休業の期間につきまして、4月1日から3日までの間に土曜日が含まれる場合は、学年始休業の期間を1日伸ばし、5日までとするものでございます。

第7条第1項第6号から9号までの改正でございますが、新たに秋季休業を設けるとともに、夏季休業、秋季休業、冬季休業の期間を、各学校の判断で決定できることとするものでございます。

第7条第2項及び第3項の改正でございますが、第2項を第3項に繰下げ、夏季休業、秋季休業、冬季休業の期間の算定方法を第2項に明記するものでございます。

なお、こちらにつきましても、附則において、この規則の施行期日を令和5年4月1日とする旨、定めることといたします。

議案第40号及び議案第41号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

色々な学校が色々な行事をばらばらにやっているの、この、それぞれが違う夏季休業、秋季休業、冬季休業になるというのも一つの方向だなと思ってお話を伺いました。

この中で、ばらばらになることへのメリットとかデメリットとか、もし想定しているものがあるれば教えていただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【古俣指導課長】

小・中学校等は現実にもう2学期制をやっております。現在の規則でも休業期間をかなり柔軟に対応することで、夏休みの開始時期や終了時期もかなり学校によって違っております。その辺りは色々な学校事情を含めて、柔軟に対応できるということで、その辺りはメリットということで考えているところでございます。

また、今回高校についても柔軟に対応できるようにするという、具体的な例としましては、川崎高校は附属中学校と一緒に建設されておるんですけども、これまで中学校のほうは柔軟にできたのに、高校のほうは柔軟に夏休み期間の設定をできなかったということで、中学校は8月、例えば25日ぐらいに始まっているんですけども、高校は規則上始められないとか、一緒に合わせたほうがいいのかもあろうございまして、その辺りも柔軟に対応できるようにということでメリットと考えております。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行っていきます。

まず、議案第40号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第40号は原案のとおり可決いたします。
次に、議案第41号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第41号は原案のとおり可決いたします。
ありがとうございました。以下は非公開になります。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー「07_報告事項No. 6」を御覧ください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。専決処分年月日は「令和4年8月31日」、損害賠償の額は「11万円」でございます。

事件の概要でございますが、「令和3年6月30日から令和4年7月24日までの間、本市職員が、被害者が著作権を有するイラストを、被害者の許諾を得ずに利用し、著作権を侵害したもの」でございます。

この事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

なお、この案件につきましては、令和4年第5回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認といたします。

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 7「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

ファイルナンバー「08_報告事項No. 7」の1ページを御覧ください。

「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございます。

初めに「1 臨時代理した事項」の(1)件名につきましては、「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」(案)の制定でございます。

次に、(2)内容につきましては、教育長の期末手当の年間支給割合を100分の5引き上げるものでございます。

2条建てで改正する条例のうち、第1条の改正でございますが、本年6月期の期末手当は既に支給済みであるため、本年12月期の期末手当の支給割合を100分の5引き上げるとともに、来年度分であります第2条の改正におきましては、引上げ分の100分の5を6月期と12月期に100分の2.5ずつ均等に配分する改正となっております。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和4年11月7日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和4年12月期における教育長の期末手当について支給割合の改定が必要となり、11月28日に開会いたします市議会へ条例議案を提出する必要があるございましたので、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上です。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 7について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項N o. 7は承認いたします。

報告事項N o. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

鷹觜庶務課長が説明した

報告事項N o. 8は承認された。

9 議事事項Ⅱ

議案第42号 令和4年度教員表彰について

小林教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第42号は原案のとおり可決された。

議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第43号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【鷹觜庶務課長】

それでは、議案第43号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取につきまして、御説明申し上げます。

初めに、ファイルナンバー「10-1__【議案第43号】」のファイルをお開きいただき、2ページ目を御覧ください。

こちらは、令和4年第5回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取についての回答案でございます。

今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、「川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」の他、後ほど御説明をいたします「令和4年度川崎市一般会計補正予算」となっております。

次に、ファイルナンバー「10-2__【議案第43号】資料」のファイルをお開きいただき、2ページ目、資料1を御覧ください。

下段の参考にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に

基づき、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

続きまして、次のページ、資料2を御覧ください。

「令和4年度川崎市一般会計補正予算について」でございますが、教育費予算の補正額については、「11億8,890万8,000円」を増額するものでございます。

「歳入歳出予算補正」の内容といたしましては、まず、特別職給与費、職員給与費及び共済費で合わせて「4億2,512万3,000円」の増額補正を行うもので、人事委員会勧告等に基づき職員手当等を増額するものでございます。

次の学校運営費などにつきましては、昨今の原油価格高騰による電気料の大幅な上昇に伴い、市立学校及び中原図書館で不足が見込まれる電気料を増額するもので、学校運営費（小学校）で「5億2,654万7,000円」、学校運営費（中学校）で「1億5,784万1,000円」、学校運営費（高等学校）で「5,578万2,000円」、学校運営費（特別支援学校）で「1,625万7,000円」。次のページを御覧いただきまして、図書館費（中原図書館）で「735万8,000円」を増額するものでございます。

次のページ以降は、市議会定例会に提出いたします議案書の案でございますので、後ほど、御覧をいただければと思います。

恐れ入りますが、ファイルナンバー「10-1__【議案第43号】」のファイル、2ページ目にお戻りをお願いいたします。

今回提出予定の議案については、ただいま説明いたしましたとおりでございますが、教育委員会に関する市議会提出議案の各号いずれにおきましても、異議はないものとしております。

議案第43号の説明は、以上でございます。よろしく御覧いただきます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございます。

ここの中に原油価格高騰による電気料金の大幅な上昇ということが書かれているのですけれども、具体的にいつからの分に相当するかということを教えていただけますでしょうか。

【桑原庶務課係長】

お答えいたします。

いつからというか、ウクライナ情勢がありまして、電気料が今年の8月から9月にかけて値段が上がっていきまして、1年間のトータルの金額の差額分を補正するというところでございます。

【岩切委員】

そうすると、既にもう上昇した分から今年度末3月の末日までの分ということで増額補正するんですか。

【桑原庶務課係長】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

教えていただきたいのですが、図書館費で中原図書館を特に一般財源から電気料金増額ということで、何か理由が多分あると思うのですが、教えてもらえますか。

【桑原庶務課係長】

御説明させていただきます。

図書館の中には区役所と併設されているところもありますので、費用については、教育費で払うものもあれば、区役所の本体として払うものもあるんです。

中原図書館の他、例えば高津図書館、あれは別棟でございますけれども、そこですと大体算定として200万前後の不足が見込まれるのですが、その件につきましては予算の流用等に対応いたしますので、補正等の必要はないといったところで調整させていただきました。

【小田嶋教育長】

他には、よろしいでしょうか。

それでは、議案第43号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第43号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(16時09分 閉会)